



基準協会だより

No.93



謙信公祭 令和8年は第101回 新たなスタートです

2026年 全国安全週間スローガン

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

目次

会長挨拶	
安藤 高田労働基準協会会長	2
上越署長ご挨拶	
上越労働基準監督署長 山田 様	3
令和8年度定期総会	4
令和8年度上越署の組織体制・着任のご挨拶	6
上越労働基準監督署からのお知らせ	8



会長就任にあたってのご挨拶

高田労働基準協会 会長
三菱ケミカルハイテクニカ株式会社
総務部長

あんど う たかし
安藤 敬

高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から会員の皆様より多大なるご支援とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の都合により、坂本の後任を勤めさせていただきます 安藤 敬でございます。はなはだ微力かと存じますが、誠心誠意、全力で取り組んで参りますので、何卒、宜しくお願い致します。

令和8年度がスタートしましたが、日中関係の緊張に加え、中東の混乱による不安定な情勢であります。想定が難しい状況です。災害に関しては、大規模な林野火災やクマ被害が頻発し、数年に一度と思われた事象が常態化しています。これは想定できますので、これからの時期、猛暑や集中豪雨が例年通りに発生するものとして、準備をお願いします。

さて、厚生労働省が策定した2023年4月スタートの「第14次労働災害防止計画」においては、5か年計画の残り2年にあたる年度となりました。同計画では、2027年までに「死亡災害:5%以上減少」「死傷災害:減少傾向に転換」を目標としています。

目標に対する現状として、令和8年5月末現在の上越労働基準監督署管内における休業4日以上労働災害発生状況は、発生件数122件(去年同期115件)、死亡災害2件(去年同期0件)であり、改善している状況にはありません。厳しい状況ではありますが、当協会は、労働災害防止の取り組みを強化しますと共に、実のある対策に積極的に取り組んで参ります。

会員の皆様におかれましては、「安全第一」の信念に基づき「ゼロ災」を目指し、日々、労働災害撲滅に取り組まれていることと思います。会社で働くものに、安全で安心できる職場で健康に働ける環境を提供することが、会社・管理者の責務であると考えております。

安全に働くための必要な知識や遵守事項を学ぶことは重要であります。このような学びの機会を活用する事が、ひとり一人の安全意識が高まり、会社全体に良い影響が波及する効果が期待できると考えております。

当協会と致しましても、その一助となるように各種研修会や講習会を企画し、上越労働基準監督署様のご指導を仰ぎながら学ぶ場を提供して参ります。協会のホームページ等を通じて、ご案内を行ってまいりますので、会員の皆様の積極的なご参加をお願い致します。

最後になりますが、引き続き当協会へのご支援、ご協力を心よりお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。



令和8年度 行政運営について

上越労働基準監督署

署長 山田 道人 様

高田労働基準協会の会員各位におかれましては、労働行政の各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

私は、上越労働基準監督署長として2年目を迎えることとなりました。初年度の反省を踏まえつつ、引き続き職務に全力で取り組んで参りますので、本年度もどうぞ、宜しくお願い申し上げます。

さて、不安定な世界情勢が労働・生活環境にも大きな影響を及ぼしており、一時落ち着きを見せていた物価高も、再燃の兆しを見せています。物価上昇や構造的な人手不足等により企業を取り巻く経営環境は依然と厳しく、物価高騰が雇用に与える影響についても十分な注意が必要です。

物価上昇を安定的に上回る賃上げの実現は喫緊の課題であり、賃金引き上げに向けた助成金パッケージの周知、非正規労働者の処遇改善につながる同一労働同一賃金の遵守状況の確認・指導を進めてまいります。併せて、関係機関と連携し、価格転嫁円滑化等の取引適正化に向けた働きかけ等を令和8年度においても着実に進めてまいります。

労働災害発生状況について申し上げますと、上越署管内における令和7年の休業4日以上労働災害は275件(確定値)で、そのうち死亡災害2件でした。休業災害は例年並みである一方、死亡災害は一昨年に比べ5件減少しました。今後も災害件数を1件でも少なく、被害を少しでも軽減できるようリスクアセスメントをはじめとする災害防止対策を働きかけるとともに、災害発生事業場に対しては、事案内容に応じた改善指導を行ってまいります。併せて、労働安全衛生法違反等を伴う重大災害については、警察権行使を含め、厳正に対応する所存です。

一方、転倒災害は重大災害に結び付きにくい事故類型ではありますが、近年増加傾向にあり、歯止めをかける必要があります。被災者の年齢との相関が強く、管内の発生状況を分析すると、30代では20代の3倍、40代で4倍、50代で8倍、60代では14倍に及んでいます。本年4月1日に施行された改正労働安全衛生法により、高年齢労働者の労働災害防止が努力義務化されたことを踏まえ、転倒災害防止と併せて、各事業場における取り組みを一層、促してまいります。

熱中症対策につきましては、昨年、施行された熱中症の重篤化を防止することを目的とする改正労働安全衛生規則の趣旨を御理解のうえ各事業場において取り組んでいただいた結果、例年を超える暑さにもかかわらず、重症事案なくシーズンを終えることができました。本年も5月から9月まで「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に取り組んでまいります。

健康管理分野においては、メンタルヘルス対策や化学物質の自律的管理の推進を重点課題としています。増加傾向にある精神障害に関する労災請求事案の多くでは、職場におけるハラスメントが認められます。本年10月1日施行の改正労働施策総合推進法により、カスタマーハラスメント対策が義務化されますが、施行を待たず、メンタルヘルス対策の一環として積極的に取り組んでいただくよう、お願いいたします。また、リスクアセスメントが必要な化学物質は2,900物質を超えており、これらを全く取り扱わない事業場は、むしろ少数と考えられます。一方で化学物質を取り扱っているとの認識が十分でない事業場も多く、自律的管理の取り組みは依然として低調です。このため臨検監督等を通じて取り扱い状況を確認し、必要な指導を行ってまいります。

一般労働条件の確保・改善対策については、現在、働き方改革関連法施行後の検証及び労働基準法等改正にかかる調査・審議が厚生労働省において行われていますので、令和8年度においては、現行法令の適正な履行確保を指導してまいります。

行政課題は多岐にわたりますが、皆様の御理解を賜りながら着実に行政運営を進めてまいりますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。

最後に、貴会並びに会員各位の益々の御発展を祈念いたしまして、年度当初の御挨拶とさせていただきます。

令和8年度 定期総会を開催しました

令和8年度定期総会を5月15日(金)午後3時30分より、ホテルセンチュリーイカヤを会場として、ご来賓には上越労働基準監督署の山田署長、関口安全衛生課長のご臨席を賜り、総会終了後の懇親会も企画して開催されました。総会は限られた時間ではございましたが、令和7年度事業報告・決算報告をはじめ、令和8年度事業計画・予算案など、滞りなく承認されました。

なお、協会長につきましては、令和7年度より会長事業場であります 三菱ケミカルハイテクニカ(株) の社内事情により、新たに 総務部長 安藤 敬 様が就任され、会計監事事業場に関しましては、(株)植木組上越営業所の組織体制改編により理事事業場として離脱されましたので、令和8年度は次年度の輪番順であります (株)武江組 が会計幹事事業場として承認されました。

会員事業所の皆様におかれましては、これまでと同様、当協会の事業運営への御支援、御協力をお願い申し上げます。

令和8年度役員体制

敬称略

協会長	三菱ケミカルハイテクニカ 株式会社	安藤 敬
副会長 (基準部会長)	株式会社 ユアテック 上越営業所	(変更)
副会長 (安全部会長)	頸城自動車 株式会社	
副会長 (衛生部会長)	エスピーガーリック食品株式会社高田工場	
会計監事	直江津海陸運送 株式会社	
会計監事	株式会社 武江組	



会長ご挨拶(三菱ケミカルハイテクニカ(株) 新会長 安藤 様)



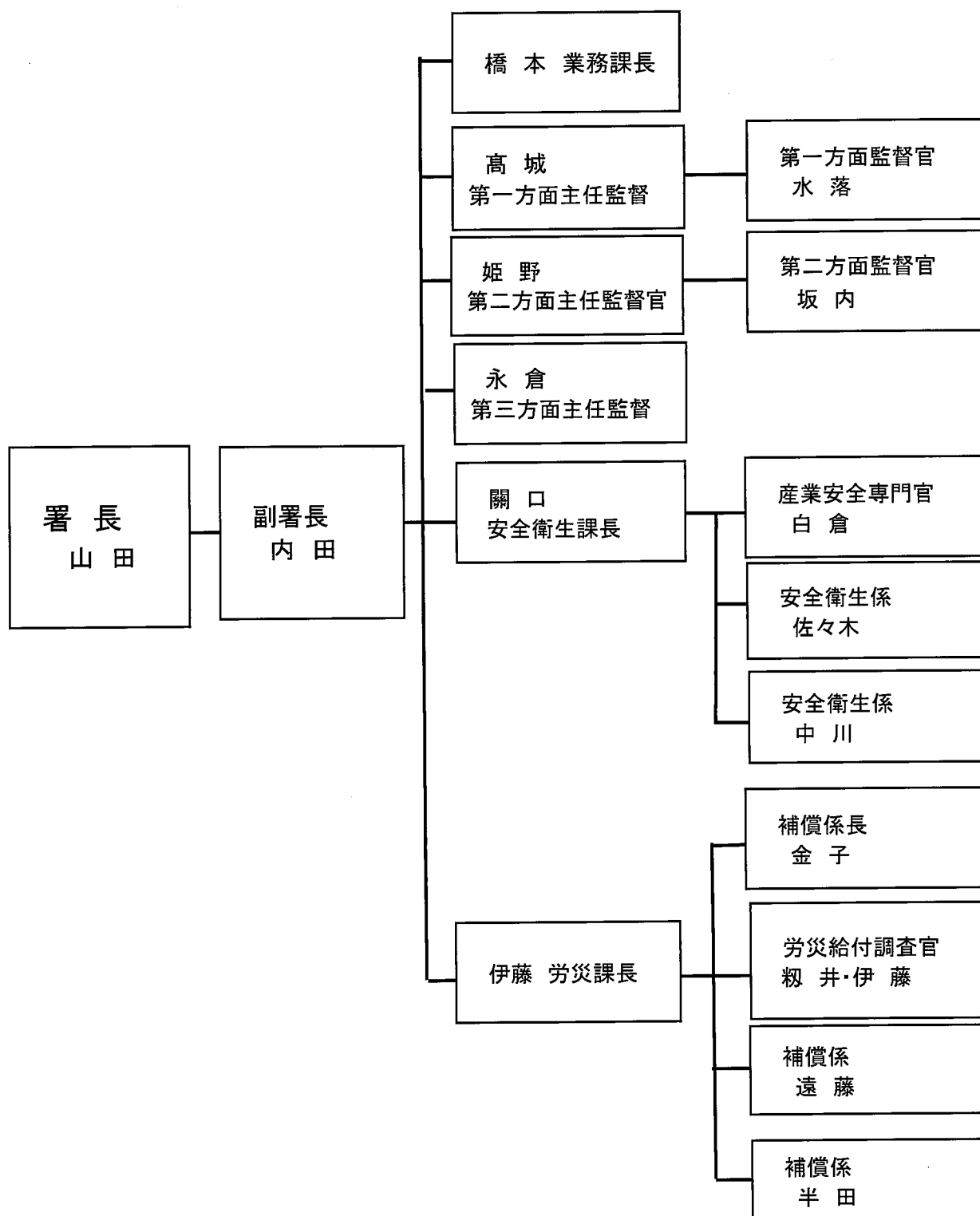
ご来賓の上越労働基準監督署署長 山田 様



ご来賓の上越署安全衛生課長 関口 様

上越労働基準監督署 組織図

令和8年4月1日現在



* 令和7年度より安全対策(SNS対策)のため姓のみでの御紹介となっています。

着任のご挨拶



副署長 内田 様

4月1日付けで新潟労働基準監督署から赴任してまいりました 内田 と申します。上越署の勤務は令和元年以来、7年ぶり2回目の勤務になります。私の出身は兵庫県姫路市であり、世界文化遺産で有名な姫路城があるところです。平成21年から約5年半かけて、大天守閣の漆喰の塗り直し、屋根瓦全葺き直し、耐震補強等の「平成の大修理」が行われましたが、現在も国内外から多くの観光客が来て賑わっています。

さて、昨年の新潟県内における死亡災害は計21件、当署管内では計2件の発生となっています。死亡災害を始めとした重篤災害は、命を落とす、永久的な後遺障害を残すということで被害は甚大でありますから、被害を少しでも軽減できるようリスクアセスメントを始めとする労働災害防止対策を働き掛けることとしております。また、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が猶予されていた「建設事業」「自動車運転の業務」等にも全面適用され、働き方改革関連法の全てが施行され2年が経過します。厚生労働省では、ワーク・ライフ・バランスの改善を図るため、長時間労働の是正、就業形態に関わらず公正な処遇を目指す「同一労働同一賃金」の遵守、年次有給休暇の取得徹底をお願いしているところです。当署に置きましても、働き方改革をさらに進めていくために、引き続き、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止の確実な実施に向けて監督指導を強化するとともに、事業に対し、きめ細やかな支援を積極的に実施することとしております。

各種取り組みを効果的に行っていくためには、これまで同様、会員事業場の皆様の御理解が必要不可欠ですので、引き続きの御高配を賜りますよう、お願い申し上げます

最後になりますが、高田労働基準協会並びに会員の皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

第一方面主任 高 城

この度、4月1日付けで、新潟労働局雇用環境・均等室より赴任してまいりました 高城 と申します。上越署の勤務は、新任監督官として初めて新潟県を訪れ、右も左もわからなかった平成23年以来15年ぶり2回目の勤務となります。出身は兵庫県神戸市です。兵庫県でも日本海側には雪山はありますが、神戸市は瀬戸内海に面しており、雪は殆ど降りません。数年に一度、薄っすら雪が降っただけで大交通渋滞となりニュースになるレベルです。15年前の赴任当初は自動車を所有しておらず、バイク通勤をしていましたが、忘れもしない11月中旬、出勤時は全く降っておらず、雪予報でもなかったのに、帰りには道路一面が雪になった日があり、ノーマルタイヤで何回も転びながら泣きそうになりながら帰った記憶は鮮明に覚えており、とても懐かしく思います。

さて、当署管内には約6,600もの適用事業場があり、87,000人を超える労働者がいるとされていますが、当署に配属されている事業場に対する監督指導を行える労働基準監督官は8名です。

全ての管内事業場に伺うのは、なかなか難しい状況ですが、働き方改革や災害防止の啓発、新たな法規制の周知等、お願いすることは多岐にわたっています。

当初からのお願いや知っておいて欲しいことを管内事業場に広く伝えるためには、高田労働基準協会並びに会員の皆様の御協力が不可欠ですので、引き続き活発な活動を、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

研修会などへの監督署職員の派遣依頼などありましたら、出来る限りお伺いしたいと思いますので、適宜、ご相談ください。

最後に、高田労働基準協会並びに会員の皆様の今後の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の御挨拶とさせていただきます。

業務課長 橋 本 様

4月1日付けの人事異動により、新潟労働局総務課より赴任して参りました 橋本 と申します。

私は、出身地は上越市(直江津)で、上越署には採用1年目の平成11年とその翌年12年に庶務係として在籍し、当時の上司や先輩、そして上越地域の皆様に育てていただきました。それ以来、26年ぶりの勤務であり、とても懐かしく感じております。

部署は業務課で、庶務業務や会計業務に従事しております。企業の皆様との接点は多くないと思いますが、高田労働基準協会並びに会員企業の皆様のお役に立てるよう努めてまいりたいと思います。

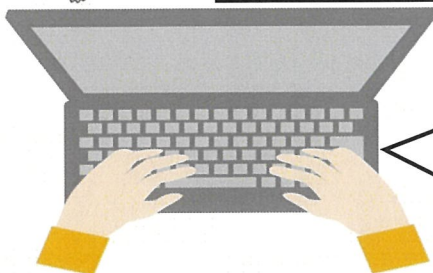
上越労働基準監督署からのお知らせ



**次ページからの
リーフレットを
ご覧ください!!**



詳細は 上越労働基準監督署 ☎025-524-2111
にお問い合わせいただくか



**厚生労働省
ホームページで
ご確認ください。**



ご安全に!!



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

実施期間：令和8年5月1日～9月30日（重点取組期間7月）

令和7年における職場での熱中症による死傷者（死亡、休業4日以上）は、1,803人（前年比+546人）であり、統計開始以来最多となりました。また、熱中症による死亡者数は19人（前年比-12人）でした。今年も猛暑が予想されていることから、キャンペーン期間中の積極的な取り組みにより、職場での熱中症を防止しましょう！

キャンペーン期間

5月～9月

にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底





環境省
熱中症予防情報
サイト

☐ 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施 ☐ 服装 準備期間に検討した服装を着用 ☐ ブレイキング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる ☐ 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること ☐ 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 ☐ 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）	☐ 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置 ☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 ☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮） ☐ 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢 ☐ 作業中の作業者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を相まさせる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
--	--

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家による リスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクア
セスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛
生担当者によるリスクアセスメントを
実施し、その結果を踏まえて、右記の
第2段階の申請から行うことも可能で
す(その場合は第1段階の申請は不要
です)。

第1段階の申請期間は、
令和8年8月31日までと
なっております。
ご注意ください。



第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働 者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入そ の他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者
の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の
労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働
者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る
業務に就いていること。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。)

(消費税を除く)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働 者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防の ための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体
機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家
等による身体機能のチェック及び運動指導等に要す
る経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取
組に要する経費に限ります。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む)

(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等）

コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

第1段階

第2段階

精算関係

【リスクアセスメントを自社で実施する場合】

① 事業者において、自社の安全衛生担当者等によりリスクアセスメントを実施し、⑦の交付申請書提出へ

約2カ月

必ず⑨の後に開始

【リスクアセスメントを外部専門家に依頼する場合】

約1カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出（リスクアセスメント実施計画や経費の見積等を添付）

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注（リスクアセスメント関係）

⑤ 専門家がリスクアセスメントを実施・完了

⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果書を事業者が発行

⑦ 事業者が交付申請書類を提出（⑥のリスクアセスメント結果をもとに、労働災害防止対策の実施計画や見積等を添付）

⑧ 審査

⑨ 交付決定

⑩ 事業者が業者に発注（労働災害防止対策関係）

⑪ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工、運動指導等）の実施、完了

⑫ 事業者が支払請求書類を提出

⑬ 補助金確定

⑭ 補助金支払

労働災害防止対策関係を実施しない

労働災害防止対策関係が不交付決定

「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続きがあります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

約2カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注

⑤ 補助対象の取組（熱中症対策、コラボヘルス）の実施、完了

⑥ 事業者が支払請求書類を提出

⑦ 補助金確定

⑧ 補助金支払

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家等による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）及び専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します。

第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士

A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。



・高年齢労働者の**具体的な**労働災害防止対策が分からない。
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→



外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等。事業主が兼任可能）によるリスクアセスメントを実施して、その結果を踏まえて、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合は、第1段階の申請はできませんので、第2段階から申請してください。

第2段階（職場環境改善の取組）

B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

● 具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります ●

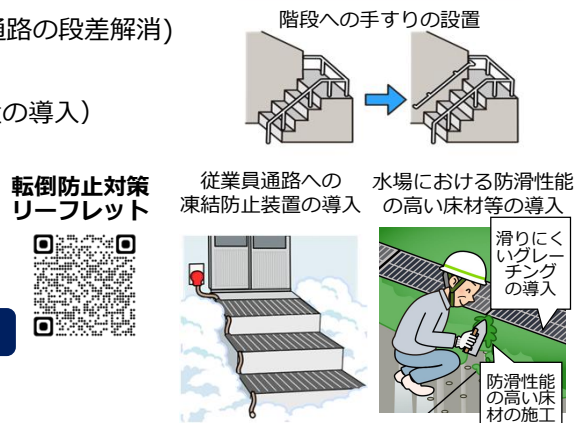
（ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



（イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施



（ウ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

第2段階（運動指導等の取組）

C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

補助対象となる取組

- 
- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
- 
- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する
- 
- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限り（オンラインによる実施は補助対象外です。）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。
- ・運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）



- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）

C. 労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

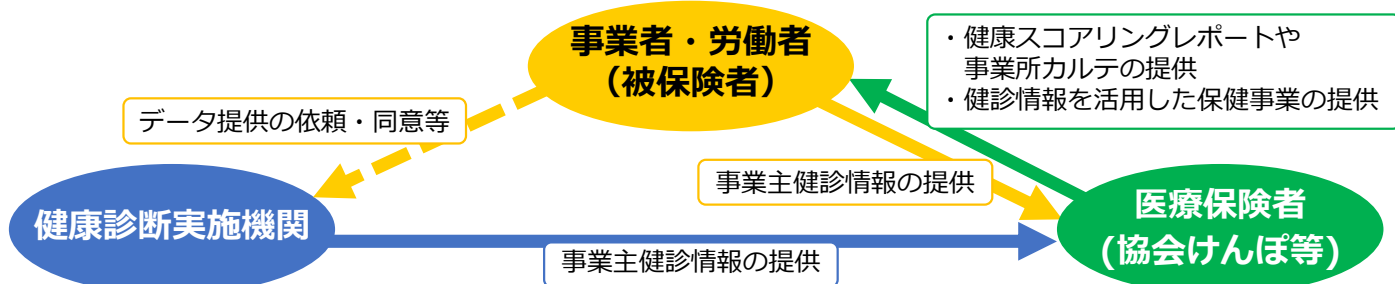
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）



事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し

※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの

※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、
健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・ 専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・ システム導入の初期経費のみ ・ PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・ 健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・ 専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種	業 種	常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)
※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類
送付先

申請書類は郵送またはJグランツで申請ください(メールでの申請はできません)
(郵送の場合) 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
(Jグランツの場合) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください。

お問合せ先

申請担当

電話: 03(6381)7507
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

参考: 高齢者の労働災害防止のための指針 ポイント
(令和8年4月1日から適用)



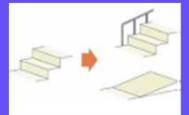
1. 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2. 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5. 安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考: 職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト



病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

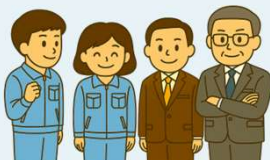
今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

治療と就業の両立支援指針

(令和8年2月)